

令和2年民事訴訟法応用1 答案

設問1

1. YがXに対して不法行為を理由に1000万円の損害賠償を求める反訴を提起した後、本訴において相殺の抗弁を提出するのは二重起訴に該当し許されないか。

(1) 民訴142条において二重起訴が禁止される趣旨は、被告に過大な応訴負担、重複審理による訴訟不経済及び既判力の矛盾抵触を防止する点にある。

そして、相殺の抗弁自体は訴訟ではないが、相殺の抗弁が提出された場合、審理が重複して訴訟上の不経済が生じ、相殺を持って対抗した額の不存在に既判力が発生し自動債権の存否につき抵触する判決が生じて法的安定性を害する可能性がある。反訴で訴求中の債権を本訴被告が相殺の抗弁の自動債権として行使した場合、142条の趣旨が妥当し、同条を類推適用すべきである。

(2) 本件で、YがXに対して持つ1000万円の債権の存否は反訴において判断されるべきであり、Yがさらに本訴で同一債権を持って相殺の抗弁を主張する場合、相殺額によって自動債権の額について実質的に既判力が生じ、反訴の判断と抵触する恐れが生じる。

(3) しかし、相殺の抗弁が本案で提出された以上、反訴を存続させるままで本案における相殺の抗弁を却下するのは、審理順序から見て不自然である。

裁判所としては、相殺の抗弁を提出した本訴被告兼反訴原告の合理的意思を解釈し、相殺の抗弁の自動債権と同一の債権を訴求する反訴は、相殺の自動債権について既判力ある判断が示された場合にはその部分について反訴請求をしない旨の予備的反訴に変更できる。また、相殺の抗弁が本訴で判断されない可能性をも考えると、予備的反訴を許容するのも妥当である。

従って、Yが本訴で提起した相殺の抗弁は却下されず、Yが提起した反訴を予備的な反訴として許容されることになる。

2. XがYに対して上限が示さない債務不存在確認訴訟を提起した後、YがXに対して同じ発生原因に基づく1000万円の損害賠償を求める後行訴訟を提起する場合、審判対象が同一であるとして、142条に反して却下されると考えられる。

上限が示さない債務不存在確認訴訟において、裁判所の判断は債務額の上限及び自認額以外の部分について既判力が生じる。これに対し、後訴では、残債務の給付請求権の有無について既判力が生じるのであり、自認部分について既判力の抵触が生じないから、後訴が許容されるように思える。

しかし、自認額及び上限額について紛争の蒸し返しを防止するために、裁判所は債務の上限を特定し一部認容判決をすべきである。そして、裁判所の審理作業においては総額全体を審判対象として持ち出すため、前訴と後訴で審理された訴訟物の性質が同一であり、その発生原因と当事者も同じである場合、紛争解決の実効性に着目すると、やはり自認部分を含めて債務全体について既判力が生じると考えるべきである。

コメントの追加 [h1]: 最初にこの点を指摘しておかなければ、趣旨解釈を施すべき問題意識が伝わりにくいです。

コメントの追加 [h2]: すべからく重複するといえますか？

コメントの追加 [h3]: 相殺の抗弁と142条に関してはここが大きなポイントとなります。

コメントの追加 [h4]: 合理的意思解釈の内容を記載してください。

コメントの追加 [h5]: ここに言及できているのは良い点です。

コメントの追加 [h6]: 問題文の場合分けを見落としていませんか。

コメントの追加 [h7]: 裏返せば自認部分以外は抵触するというのではないのでしょうか。

コメントの追加 [h8]: 表現はわかりにくいですが、結局全体の債務額を判断することは確かにいえそうです。

コメントの追加 [h9]: 敢えて既判力の問題とする必要はあるのでしょうか。142条の要件は審判対象の同一性です。

以上の理由により、Yが提起した後訴が却下される。